

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル【八尾薬業連携版】

医療法人 徳洲会 八尾徳洲会総合病院

(処方変更に係る原則)

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得たうえで変更する。

1. 各種問い合わせ窓口（医療法人 徳洲会 八尾徳洲会総合病院）

- ① 疑義照会（診療、調剤に関する疑義・質疑に関すること）・トレーシングレポート
薬剤部（FAX：072-993-8952）
- ② 保険関係（保険番号、公費負担などに関すること）
医事課（FAX：072-990-3038）
※要電話連絡（TEL：072-993-8823）
- ③ その他の問い合わせ
 - ◆ プロトコル、診療、副作用、調剤過誤に関すること
薬剤部 医薬品情報管理室（TEL：072-993-8501 内線 3336）
 - ◆ 保険に関すること
医事課（TEL：072-993-8823）

2. 受付時間（医療法人 徳洲会 八尾徳洲会総合病院）

- ① 処方箋の疑義・トレーシングレポートに関すること
平日の午前9時から午後5時まで
※緊急を要する場合は、電話連絡をお願いします。
※受付時間外は緊急時のみ受け付けます。必ず電話連絡をお願いします。
- ② 保険に関すること
平日の午前9時から午後4時30分まで
※電話連絡もお願いします。
※受付時間外の対応は受けかねます。

3. プロトコルに基づく処方変更・調剤後の連絡

本プロトコルに基づく変更の連絡は、事後報告を認めるものでありますが、下記のルールは順守してください。

- 処方変更し調剤した場合は、**初回のみ**『疑義照会用紙』に変更内容を記載し FAX してください。(①～⑤、⑦、⑧)
(原則として処方せん受付当日中に FAX してください。)
- **残薬調整の場合は、『トレーシングレポート』に変更内容を記載し FAX してください。(⑨)**
(処方せん受付から概ね 1 週間以内に FAX してください。)

4. 疑義照会不要の例 (ただし、麻薬、抗悪性腫瘍剤に関するものは除く。)

① 成分が同一の先発医薬品銘柄変更

【例】

シングレア錠 10mg ⇒ キプレス錠 10mg
ジャヌビア錠 50mg ⇒ グラクティブ錠 50mg
ベネット錠 17.5mg ⇒ アクトネル錠 17.5mg

- ✓ 患者に説明 (価格、服用方法等) のうえ、同意を得てから変更してください。
- ✓ 用法・用量 (原薬量) が変わらない場合のみ、変更可とします。
- ✓ 漢方薬については、同じ名称であっても、メーカーにより組成が異なりますので、疑義照会をお願いします。

→ 『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

② 成分が同一の剤形変更

【例】

タケプロンOD錠 15mg ⇒ タケプロンカプセル 15mg
ユリーフOD錠 4mg ⇒ ユリーフ錠 4mg
コカールドライシロップ 40% ⇒ カロナール細粒 20%
(粉砕)レボフロキサシン錠 500mg ⇒ レボフロキサシン細粒 10%

- ✓ 患者に説明 (価格、服用方法等) のうえ、同意を得てから変更してください。
- ✓ 用法・用量 (原薬量) が変わらない場合のみ、変更可とします。
- ✓ 製剤の安定性、体内動態等も考慮して変更してください。
- ✓ 外用薬の剤形変更は、不可とします。(軟膏→クリーム等、基剤が変わってしまう場合)

→ 『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

③ 成分が同一の規格変更

【例】

5mg錠 1回2錠 ⇒ 10mg錠 1回1錠

40mg錠 1回0.5錠 ⇒ 20mg錠 1回1錠

✓ 患者に説明（服用方法、価格、安定性等）のうえ、同意を得てから変更してください。

✓ 用法・用量（原薬量）が変わらない場合のみ、変更可とします。

✓ 製剤の安定性、体内動態等も考慮して行ってください。

→『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAXしてください。

④ 半割・粉砕・混合（逆も含む）

【例】

(粉砕)チラーヂンS錠 50 μ g 1.25錠

⇒ チラーヂンS錠 50 μ g 1錠 + チラーヂンS錠 12.5 μ g 1錠

✓ 安定性のデータには留意してください。

(粉砕・混合の可否は薬剤師が判断してください。)

✓ 患者に説明（服用方法、価格、安定性等）のうえ、同意を得てから変更してください。

→『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAXしてください。

⑤ 一包化（逆も含む）

患者本人や家族、ヘルパー等からの申し出があった場合

一包化により、アドヒアランス向上が見込まれると薬剤師が判断した場合

✓ 上記以外の理由の場合、疑義照会をお願いします。

✓ 患者に説明（服用方法、患者負担額等）のうえ、同意を得てから変更してください。

✓ 安定性のデータには留意してください。（一包化の可否は薬剤師が判断してください。)

→『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAXしてください。

⑥ 外用薬での包装規格変更

【例】

ロキソニンゲル 1% (25g 入り) 2本

⇒ロキソニンゲル 1% (50g 入り) 1本

アズノールうがい液 4% (5mL 入り) 2本

⇒アズノールうがい液 4% (10mL 入り) 1本

✓ 合計処方量が変わらない場合、変更可とします。

- ✓ 患者に説明（服用方法、患者負担額等）のうえ、同意を得てから変更してください。

⑦ 湿布薬のサイズ変更

【例】

モーラスパップ 30mg ⇒ モーラスパップ 60mg
モーラステープ L40mg ⇒ モーラステープ 20mg
ロキソプロフェンテープ 50mg ⇒ ロキソプロフェンテープ 100mg

- ✓ 成分・剤形が同じものに限る。
 - ✓ 処方枚数は同じか、減らす場合のみ可とします。
 - ✓ 患者に説明（使用方法、価格等）のうえ、同意を得てから変更してください。
- 『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

⑧ 処方日数の適正化

ビスフォスフォネート系製剤や DPP-4 阻害剤の週 1 回あるいは月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化。

（処方日数の間違いが明確な場合。）

【例】（他の処方薬が 28 日分処方の時）

ベネット錠 17.5mg 1 錠 1 日 1 回 起床時 28 日分 ⇒ 4 日分
ベネット錠 75mg 1 錠 1 日 1 回 起床時 28 日分 ⇒ 1 日分

→ 『疑義照会用紙』に変更内容を記載し、FAX してください。

⑨ 残薬による投与日数の調整

継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合に、投与日数を調整（短縮）して調剤すること。

（外用薬及び自己注射薬の本数の変更も含む。）

- ✓ 残薬が生じた理由と残薬を回避するために取った対応についての情報提供をお願いします。

→ 『トレーシングレポート』に変更内容を記載し、FAX してください。

5. その他

- ◆ 『お薬手帳』、『トレーシングレポート』、『病診薬連携システム』等を利用した、服薬情報のフィードバックを積極的にお願いいたします。
- ◆ 『疑義照会用紙』および『トレーシングレポート』は、八尾徳洲会総合病院ホームページ：<https://www.yao.tokushukai.or.jp/>よりダウンロードできます。

6. 運用開始日

2018年4月1日

初版 2018年4月1日 作成